

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、函館市が主体となって運営する制度であり、平成30年度からは、第7期函館市介護保険事業計画に沿って運営されます。

40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護や支援が必要になったときにサービスを利用するしくみとなっています。

運営主体（保険者）：函館市

- 保険証の交付
- 要介護認定
- 保険給付
- 事業者の指定、指導監督
- 介護サービスの基盤整備
- 保険料の徴収
- 地域包括支援センターの設置

加入者（被保険者）

- 保険料の納付
- 要介護認定を受けてサービスを利用
- 利用者負担の支払い

第1号被保険者

65歳以上の方

第2号被保険者

40歳から64歳までの医療保険加入者

サービスが利用できるのは、それぞれ以下の方です

介護や支援が必要であると認定された方（病気やけがの種類は問われません。）

初老期における認知症や脳血管疾患など、国が定める16種類の特定疾病（※）が原因となって介護が必要であると認定された方

（※）特定疾病の種類

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①がん（※） ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 | <ul style="list-style-type: none"> ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|---|---|

（※）医師が一般に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

◆特定疾病に関する問合せ先 介護保険課 介護認定担当（電話 21-3028）

○介護保険の財源構成（利用者負担割合1割で居宅介護サービス費の場合）

介護給付および予防給付の総費用					利用者負担1割
保険負担（9割）					
保険料 50%		公費 50%			
第1号被保険者の保険料	第2号被保険者の保険料	函館市の負担金	北海道の負担金	国の負担金	
23% ※	27%	12.5%	12.5%	25%	

※第1～3段階の保険料軽減のため、別枠で公費負担（函館市25%、北海道25%、国50%）をしています。